アスベストに関わる労災認定について

当社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:松下功夫)の従業員が、このたび、アスベストに起因する健康被害により労災認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 労災認定の経緯・状況

当社が2006年7月以降に実施したアスベストに関する臨時健康診断(直接法による胸部エックス線撮影および問診)により、当社水島製油所(所在地:岡山県倉敷市、所長:木村政信)に勤務する従業員(男性:50歳代)について、アスベストに起因するとみられる所見が確認されました。その後、詳しく検診を受けたところ、同年10月にアスベストによる健康被害と診断されたため、当該従業員は、11月29日に倉敷労働基準監督署に労災の申請を行い、本年2月23日、労災の認定を受けました

当該従業員は、入社以来、水島製油所で石油精製装置の運転管理業務に30年以上携わっており、現在も同所に勤務しております。

2. アスベスト問題への対応状況

当社は、アスベストによる健康被害が社会問題化した2005年7月以降、アスベストに関する実態調査および対策を次のとおり実施しております。

(1)製造設備・建造物に関する調査および対策

全事業所等を対象として実態調査を行い、スレート・ボード等の建材、製造設備の保温材、パッキン・ガスケット等の一部にアスベスト含有材が使用されていることを確認しました。

使用が確認されたアスベスト含有材については、保安上問題のないものから、順次、アスベストを含有しない代替品に交換しております。一方、保安上の問題からアスベスト含有材を継続して使用せざるを得ない場合については、関係省庁の指導に従って適切に対応しております。

(2)従業員の健康被害に関する調査および対策

アスベスト含有材を使用していた事業所等に勤務経験のある従業員および元従業員のうち希望者についてアスベストに関する臨時健康診断を実施しておりますが、現在のところ、今回の労災認定者以外、健康上問題となる診断は出されておりません。また、2006年度から事業所等における定期健康診断について胸部エックス線撮影を直接法に統一しております。

以上